

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十五日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

### 佐賀県人事委員会規則第十二号

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和六十年佐賀県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第四の4級の項を次のように改める。

4級	1 本庁の本部長若しくは副本部長の職務又はこれらに相当する職務 2 本庁の困難な業務を所掌する課の長の職務又はこれに相当する職務
----	---

別表第五の5級の項及び6級の項を次のように改める。

5級	1 本庁の副課長の職務又はこれに相当する職務 2 本庁の困難な業務を処理する係長の職務又はこれに相当する職務
6級	1 本庁の課長の職務又はこれに相当する職務 2 家畜保健衛生所の長の職務又はこれに相当する職務 3 本庁の困難な業務を処理する副課長の職務又はこれに相当する職務

別表第六の5級の項及び6級の項を次のように改める。

5級	1 本庁の副課長の職務又はこれに相当する職務 2 本庁の困難な業務を処理する係長の職務又はこれに相当する職務
6級	総合看護学院の学院長又は副学院長の職務

別表第七の3級の項及び別表第八の3級の項中「教頭」を「副校長又は教頭」に改める。

別表第十五及び別表第十六中

「

教頭
----

」を「

副校長 教頭
-----------

」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表第四から別表第六までの改正規定は、地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の成立の日から施行する。